国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 ８年１１月１７日
関　東　運　輸　局

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する事業の停止処分について

関東運輸局では、成田国際空港におけるハイヤーの客引き行為等の実態を把握するため、千葉県警察及び成田国際空港株式会社と連携し、現地調査を実施してきました。
今般、客引き行為を現認し、その後の呼出調査（監査）において法令違反が確認されたことから、下記のハイヤー事業者に対して、令和８年１１月１７日付けで、道路運送法に基づく「30日間の事業停止」の行政処分を行いましたのでお知らせします。
当局といたしましては、引き続き関係機関と連携のうえ、ハイヤーの客引き行為等の排除及び利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

記

１．処分対象事業者

- 事 業 者 名 ：ＷＩＮＳ国際　株式会社
- 事業者住所 ：東京都江戸川区平井６－５－１５号
- 代 表 者 名 ：岩松　周

２．監査端緒および違反行為の概要

令和８年７月２９日の成田国際空港での現地調査による客引き行為の現認を端緒として、令和８年７月３１日に当該事業者（本社営業所　東京都江戸川区平井６－５－１５Ｂ１Ｆ）に対し調査を実施したところ、許可条件違反（道路運送法第８６条第１項）の事実が確認された。

３．処分内容

- 道路運送法第４０条の規定に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の事業の停止処分
  当該事業者の本社営業所について、３０日間の事業の停止処分
- 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　30 点
- 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内）　32 点
- 処分年月日： 令和 ８年１１月１７日

《問い合わせ先》
関東運輸局自動車運送事業安全監理室　　担　当：青木、永井
ＴＥＬ：０４５－２１１－７２７１（直通）
ＦＡＸ：０４５－２０１－８８０４
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、ハイタク等専門紙